

令和8年度 第1回 富良野市環境審議会 議事録

■日 時 令和8年7月14日（火）9時30分～11時20分

■場 所 富良野文化会館1階 会議室D

■出席者

＜委員＞ 高橋穰二、家次敬介、尾張敏章、永盛俊行、伊東 忠、井出紳也、石川 芳、藤野和紀、大泉哲剛、芝野伸策、武田幸希、杉谷久己、平間早苗、南部榮一（14名）

＜欠席委員＞ 佐藤里津江（1名）

＜事務局＞ 市民生活部長 北川善人、環境課長 高橋秀文、環境課主幹 鵜飼敏行

1. 開会（進行：高橋課長）

2. 辞令交付

- ・時間の都合により委嘱辞令は直接交付せず席に配置
- ・交代した委員を紹介

3. 市長あいさつ

- ・平素より本市の環境行政の推進に多大なるご理解とご尽力をいただいております、感謝申し上げます。
- ・気候変動の進行、野生生物との共生課題、再エネ導入に伴う地域調整などの課題に的確に向き合い、次の世代へ豊かな環境を引き継ぐことは自治体としての責務。
- ・本市では令和3年に2050年脱炭素社会を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、環境基本計画の着実な推進と地域実情に即した環境政策の進化が求められている。
- ・環境審議会はその要となる場。市民の声を政策に反映し、専門的知見をもとに持続可能な富良野の未来を描くためにも、極めて重要な役割を担っていただいている。
- ・脱炭素に向けた具体的施策として、「（仮称）富良野市再エネ条例」の策定について、再エネ施設の適正配置、自然環境保全と利活用の両立、市民参加の促進など、多岐にわたるテーマをご議論いただく。環境政策をさらに前進させるためのお力添えを。

4. 諮問

- ・市長から高橋会長に「（仮称）富良野市再エネ条例」に関する意見を求める諮問。

5. 会長あいさつ（以下進行：会長）

- ・今回、新たに3名の委員に加わっていただいた。任期は来年2月まで。
- ・市長より、「（仮称）富良野市再エネ条例」に関する諮問を受けた。
- ・昨年11月には、太陽光発電施設に特化したガイドラインについて答申を行った。ガイドラインは令和8年1月1日から施行されている。
- ・今回は9月末までの答申が予定されている。複数回の審議会にてご協力を。
- ・6月24日、山部地区での太陽光発電計画に関する説明会が開催された。工事開始予

定が令和 10 年 6 月、運転開始予定が令和 11 年 3 月とのこと。住民から「地域にメリットがない」などの意見があり、事業者からのメリットとして「現地コンセントより非常時の電源供給」があげられていた。体調不良者が出て説明会は中断となった。

- ・今回審議する条例は、再エネ全般が対象。去年の太陽光発電に特化したガイドラインとは、対象範囲が異なるので、ご理解いただいた上での審議を。

6. 報告事項

- ・環境白書について事務局より概要説明。
- ・環境基本計画に掲げた施策の中で、令和 12 年までの進捗状況の指標として数字などで表しているものであるため、項目については毎年変わるものではなく、指標の確認という意味合いでお読み説きを。

《質疑・意見》

【委員】

- ・以前から気になっていた PFAS の問題について、どこかで触れられている？

【事務局】

- ・環境白書は、令和 3 年度から 12 年度までの環境基本計画で定めた指標の進捗管理を行うもの。計画策定時点で PFAS については触れておらず、河川の環境基準の数値を指標としている。水道水については、水道課が市ホームページで水質検査結果として公表している。

【委員】

- ・これは飲料水の問題なので、年 1 回程度の報告ではなく、この環境審議会でも継続的に報告してもらう必要があると思う。

【事務局】

- ・飲料水について継続的に水質検査を行っており、基準値を超えている箇所はあるが、ただちに危険な水ということではなく、今後、環境審議会への報告についても検討したい。

7. 議事

- ・条例（案）について事務局より概要説明。
- ・主なポイントは「条例名称」「用語の定義」「適用対象」「基本理念」「行政・事業者・住民の責務」「禁止区域」「抑制区域」「事前協議」「説明会」「届出」「維持管理」「廃止時の措置」「勧告・命令・公表」など。

《質疑・意見》

【委員】

- ・「禁止区域」と「抑制区域」の違いは？

【事務局】

- ・「禁止区域」は、法律上すでに建設が認められていない場所。「抑制区域」は、市として景観や環境保全の観点から設置を望ましくないと考える区域。例えば景観地区など

が該当。

【委員】

- ・すべてを「禁止区域」にした方が良いのでは？

【事務局】

- ・市独自で全面的に禁止できるわけではないため、「抑制区域」という整理になる。

【委員】

- ・法律の専門家が入らないと判断が難しく、そもそもこの審議会で議論が可能なのかというのが気になる。「禁止区域」と「抑制区域」についても、財産権の制約という観点から、禁止をすることの行政上のリスク（訴訟など）をどう整理されているのか。具体的には「森林法」の保安林が「禁止区域」に入っているが、開発許可制度で許可を取れば開発行為ができるはずで、これを禁止区域に入れるというのは、法的にできることをさらに制約することになり、すでに他の自治体で「禁止区域」に指定しているが大丈夫なのかという懸念がある。

【事務局】

- ・条例化にあたっては、法制担当との協議や市議会審議も経ることになる。太陽光発電に関するガイドラインが環境省から出されており、参考にしながら整備をしていく。自然景観や環境保全などについて土地所有者にも協力を求めるもので、財産権を侵害するものではなく、再エネ推進と環境保全の両立を目指すもの。

【委員】

- ・法的にクリアしていればダメとは言えないので、どういう形でチェックするかが大事で、条例のなかに含めることができればと思う。「対策を講じること」だけでなく、計画について具体的に事前に示したうえで実施していただくのが良いと思う。

【事務局】

- ・条例の詳細運用については、施行規則等で整理していきたいと考えている。

【委員】

- ・条例ができた場合、どの程度の強制力があるか。実際に計画を止めることは可能か。

【事務局】

- ・100%事業を止められるものではないが、勧告・命令・公表や、同意事項を設ける、国・北海道への報告などにより一定の抑止効果は期待できる。
- ・罰則規定について、過料については 5 万円以下。事業者に対する実効性を考えると、過料よりも公表の方が抑止効果は高いと考えている。

【委員】

- ・設置してほしくないという思いを、どこまで条例に反映できるか。

【事務局】

- ・「抑制区域」については、なぜ設置できないのかという市としての根拠を示す必要があり、景観条例などは根拠になりうるが、財産権なども考慮する必要がある。

【委員】

- ・希少野生生物の扱いが限定的ではないか。シマフクロウだけではなく、条例ではもっと広い視点で保全を考えるべきではないか。

【事務局】

- ・ご意見を踏まえ、条例あるいは規則への反映について検討したい。

【委員】

- ・設置時だけでなく、廃止後の原状回復まで条例の中で考えるべきではないか。

【事務局】

- ・その点は重要と考えている。維持管理だけでなく、廃止、撤去、積立金、事業承継についても盛り込む方向で検討している。

8. 今後のスケジュールについて

- ・スケジュールについて事務局より説明。

《質疑・意見》

【委員】

- ・事前配布資料はせめて 1 週間以上前にいただきたい。

【事務局】

- ・できるだけ早く送付する。

9. 閉会